

◎新潟県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月4日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

監事 三条市岡野新田27番地 土田 久章

就任年月日 令和5年3月24日